

平成 26 年 12 月 19 日

お客さま 各位

広島県信用組合

「現金手渡し型詐欺」など特殊詐欺被害防止対応について

広島県信用組合（理事長 西川 和彦）では、特殊詐欺被害の未然防止を目的として、広島県警察本部の要請に基づき、お客さまが当組合窓口で多額の現金をお引出し後に被害にあう「現金手渡し型詐欺」等を防止するため、新たな取り組みを開始させていただきましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当組合では、今後もお客さまの大切な資産をお守りするため、特殊詐欺被害の未然防止に努めてまいりますので、なにとぞ、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 実施内容

- (1) ご高齢のお客さま等から当組合窓口等で多額の現金お引出しの申し出がある場合、アンケート等を活用した資金用途等の確認に加え、預金小切手のご利用を提案させていただきます。
- (2) 預金小切手は「記名式線引小切手」によるものとし、発行手数料は無料とさせていただきます。

2 預金小切手とは

- (1) 金融機関が、自ら振出人兼支払人として発行する小切手のことをいいます。
- (2) 記名式とは、特定の受取人名を小切手に記載する方法で、記名された受取人のみが支払いを受けることができます。このため不正に小切手を取得した者に対し支払う可能性が非常に低くなります。
- (3) 線引とは、小切手の支払を受けることができる方を銀行とお取引のあるお客さまに限定する制度で、誰が支払いを受けられたかが明確になり、被害防止に役立ちます。

3 開始日

平成 26 年 12 月 16 日（火）

お問い合わせ先

広島県信用組合 業務部

電話番号：0120-745-530（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9:00～17:00（除く土・日・祝日、12/31、1/1～3）

